

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	うるま市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和4年6月17日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務	
②事務の内容	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人及び住民票は無いが居住実態がある者に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料から、個人住民税額を算出し賦課する。1. 課税対象者情報の準備・賦課期日1月1日現在の住民基本台帳情報を取得し課税対象者情報を作成する。2. 課税資料收受業務・確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料を受取る。・課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。・当初課税支援システムに課税資料を取り込み、資料の宛名情報を基に内部識別番号と突合し個人の特定をし、資料の内容を精査する。・精査した資料を名寄せし、当初課税用データを作成する。3. 賦課決定業務・当初課税用データをAcrocity個人住民税に取り込み、賦課情報を作成する。・税額通知書、納付書作成のため、委託先に賦課情報を提供する。・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。・賦課情報を中間サーバーに登録する。・賦課情報を庁内他課へ移転する。・賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。4. 調査業務・扶養控除等の対象要件を調査する。・各種支払調書等課税資料を調査する。・給与支払報告書未提出事業所を調査する。・申告書等の未提出者を調査する。・調査において、賦課情報に変更が生じた場合は、再度、個人住民税額を算出し賦課する。</p>	
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満              4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	Acrocity個人住民税(個人住民税システム)	
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税対象者管理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</li> <li>2. 課税支援連携処理機能 当初課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。</li> <li>3. 当初課税処理機能 当初課税支援システムから当初課税用データを取り込み、賦課計算を行い、賦課情報を作成する。</li> <li>4. 課税情報管理機能 賦課決定した所得、控除、税額等の情報を管理する。住民税の徴収方法や納期、納期毎の税額の情報管理する。特別徴収義務者(事業者)の特別徴収税額等の情報を管理する。</li> <li>5. 異動、更正処理機能 所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。退職等により特別徴収税額に異動が生じた場合に徴収方法変更処理を行う。</li> <li>6. 扶養情報管理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</li> <li>7. 通知書等発行機能 普通徴収及び特別徴収に関する通知書を発行する。</li> <li>8. 照会・発行処理機能 各種データの照会と所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。</li> <li>9. 公的年金特別徴収事務機能 年金保険者(経路機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</li> <li>10. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</li> </ol>	
③他のシステムとの接続	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム )

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	当初課税支援システム
②システムの機能	<p>1. 給報、年金エントリ機能 給報、年金データの取り込みと課税用番号の付番を行う。また給報記載内容の単票検算や、他市回送処理を行う。</p> <p>2. 国税連携エントリ機能 KSKデータおよびe-Taxデータを取り込み、名寄せおよび各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。</p> <p>3. 申告受付機能 確定申告、市民税・県民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。</p> <p>4. 申告受付後チェック、合算機能 登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初課税用データを作成する。</p> <p>5. イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給報や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージデータ(給報、年金、申告書)を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、一般社団法人地方税電子化協議会からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。</p> <p>1. 公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する。</p> <p>2. 国税連携機能 国税庁から送られてくる確定申告書データ等を管理する。</p> <p>3. 電子申告機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)、税額通知データを送受信し管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 在留カード等発行システム )</p>
システム4	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。</p> <p>1. 確定申告書データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能</p> <p>2. 確定申告書イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能</p> <p>3. 確定申告書データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能</p> <p>4. 団体間回送機能</p> <p>5. 国税庁とのデータ連携</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
-------------	--	---

**システム5**

①システムの名称	課税原票管理システム	
②システムの機能	<p>1. 資料イメージデータ取込機能 紙で作成された課税資料をスキャニングし、生成したイメージデータ及び当初課税支援システムにて生成したイメージデータを取り込む。</p> <p>2. 統合管理機能 取り込んだ課税資料のイメージデータを宛名等で名寄せ管理し、検索、閲覧、編集を行う。</p> <p>3. 他市回送資料出力機能 所定の様式による他市への回送用課税資料を出力する。</p>	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム

**システム6～10**

**システム6**

①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>	



5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項  1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項  (別表第二における情報照会の根拠)  27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)  (主務省令における情報提供の根拠)  第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長	市民税課長 久高 将智
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人及び住民票は無いが居住実態がある者並びに本市に住所を有しないその配偶者及び被扶養者。</li> <li>・本市に事業所や家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者のうち、所得にかかる各種課税資料(確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族。</li> </ul>
その必要性	番号制度導入により、給与支払報告書や申告書等の課税資料に個人番号が記載されることとなり、その課税資料を収受して当初データを作成するため、また、保有した特定個人情報に基づき、納税通知書等の作成を行うため、特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 識別情報 対象者を特定するため記録する。 2. 連絡先等情報 対象者の賦課要件、世帯情報の確認をし、納税通知書等の送付先、本人への連絡先を把握するため保有する。 3. 業務関係情報 国税関係情報: 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録する。 地方税関係情報: 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明証等の帳票印刷を行うために記録する。 生活保護・社会福祉関係情報: 個人住民税の非課税判定のために記録する。 年金関係情報: 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部 市民税課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、国民健康保険課、障がい福祉課、介護長寿課、児童家庭課、保育課、子ども・子育て対策室、生活 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	1. 申告、届出の受付 2. 課税資料に関する調査・照会 3. 個人市民税・県民税額の算出 4. 税額の決定、変更の通知	
④使用の主体	使用部署	総務部 市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 課税資料受付事務 各種課税資料等(確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)に記載された個人番号を取得し、内部識別番号と紐付けする。 住民基本台帳情報、生活保護受給対象者情報により課税対象かどうかを判断する。 住登外課税を行う場合は、住登地市町村に送付する地方税第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 2. 賦課・更正事務 名寄せした資料から当初課税用データを作成し、個人住民税額を算出し賦課する。納税通知書及び個人番号を記載して本人に通知する。 3. 調査事務 本市に居住する納税義務者の本市以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの調査に、情報提供ネットワークシステムを利用する。 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	
	情報の突合	・課税資料等と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている。 ・課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
<b>委託事項1</b>	基幹情報システム(個人住民税システム含む)運用管理業務委託	
①委託内容	システム運用及び保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	沖縄行政システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>	課税情報のエントリ	
①委託内容	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社国和システム	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>	eLTAXの運用管理	
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b>	基幹情報システム(個人住民税システム含む)運用管理業務委託	
①委託内容	システム運用及び保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	沖縄行政システム株式会社	

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項5</b>			
①委託内容			
	②委託先における取扱者数	[ ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項6～10</b>			
<b>委託事項11～15</b>			
<b>委託事項16～20</b>			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 11 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については別表提供先一覧を参照
①法令上の根拠	別表提供先一覧を参照
②提供先における用途	別表提供先一覧を参照
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)のうち課税年度別の個人住民税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別表提供先一覧を参照
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収義務者が納税義務者に特別徴収税額を通知し、特別徴収事務を行うため
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAX )
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 国税通則法第74条の12第6項
②提供先における用途	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる	

④提供先の情報提供の対象となる 本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国税連携 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、特別徴収事務を行うため
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満      ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	年金特別徴収対象年金所得者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合の通知(随時)
<b>提供先5</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>	別表移転先一覧を参照
①法令上の根拠	別表移転先一覧を参照
②移転先における用途	別表移転先一覧を参照
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(地方税関係情報)のうち課税年度別の個人住民税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <div style="margin-left: 200px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	うるま市の住民税賦課対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p>・申告書及び届出書等の紙やデータ授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない室内で取り扱う。 また使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納している。</p> <p>・データの保管は、予め登録された者の生体認証により、入退室管理を行っている室内(データセンター)で保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル

1. 利用団体コード、2. 賦課年度、3. 住民コード、4. 履歴番号、5. 資料区分、6. 資料番号(冊番号)、7. 資料番号(番号)、8. 資料番号(枝番)、9. 無効区分、10. 国税通知書番号、11. 課税区分、12. 漁業所得(内数)、13. 利子(所得税)、14. 配当(所得税)、15. 配当所得(控除あり)、16. 配当所得(控除なし)、17. 特定配当(内数)、18. 一般外貨(内数)、19. 外貨以外(内数)、20. 前職分給与収入(内数)、21. 給与収入(一般特徴)、22. 給与所得(一般特徴)、23. 超短期所得、24. 株式譲渡所得(非公開)、25. 株式譲渡控除、26. 退職所得(所得税)、27. 変動所得前2年分、28. 配当割控除額、29. 株式譲渡割控除額、30. 拡張一所得、31. 本人専従者、32. 金額(専給控除)、33. 拡張一扶養、34. 年金特徴開始月、35. 年金特徴終了月、36. 特徴仮算フラグ、37. 通知コード、38. 通知書発行日、39. 法定納期限等、40. 他給与区分、41. 分離短期一般特例条文、42. 分離短期特定特例条文、43. 分離長期一般特例条文、44. 分離長期優良特例条文、45. 分離長期特定特例条文、46. 分離長期居住特例条文、47. 拡張一特例条文、48. 寄付金控除(所得税)、49. 控除額合計(所得税)、50. 住宅取得控除、51. 外国税額控除(所得税)、52. 減免(所得税)、53. 政党等寄付金、54. 配当控除(所得税)、55. 電子証明書等特別控除(所得税)、56. 所得税の課税所得金額、57. 寄附金額、58. 所得税額(税額控除前)、59. 所得税額(定率減税前)、60. 所得税額(定率減税後)、61. 源泉税額、62. 拡張一所得控除、63. 超短期課税標準、64. 超短期市町所得割、65. 超短期県所得割、66. 株式譲渡(非公開)課税標準、67. 株式譲渡(非公開)市町所得割、68. 株式譲渡(非公開)県所得割、69. 株式譲渡(上場分)課税標準、70. 株式譲渡(上場分)市町所得割、71. 株式譲渡(上場分)県所得割、72. 拡張一課税標準、73. 拡張一市町所得割、74. 拡張一県所得割、75. 寄附金基本控除額市町村、76. 寄附金基本控除額県、77. 寄附金特例控除額市町村、78. 寄附金特例控除額県、79. 寄附金控除額市町村、80. 寄附金控除額県、81. 未控除分配当割控除額市、82. 未控除分配当割控除額県、83. 未控除分株式譲渡割控除額市、84. 未控除分株式譲渡割控除額県、85. 未控除分株式譲渡割控除額、86. 配株不足額市税、87. 配株不足額県税、88. 配株不足額合計、89. 配株充当額合計、90. 配株還付額合計、91. 市町差引前所得割、92. 併徵配株充当合計、93. 併徵年特市所得割、94. 併徵年特県所得割、95. 併徵年特市均等割、96. 併徵年特県均等割、97. 併徵年特合計、98. 併徵年特配株充当合計、99. 市町過年度増分所得割、100. 県過年度増分所得割、101. 市町過年度増分均等割、102. 県過年度増分均等割、103. 所得税金額控除前、104. 普徴充当額、105. 特徴充当額、106. 年金特徴充当額、107. 事業所コード、108. 異動年月日、109. 処理区分、110. 更正理由区分、111. 月割税額、112. 合計税額、113. 処理日、114. 異動前月割税額、115. 異動前合計税額、116. 異動前処理日、117. 異動前事業所コード、118. 整理番号、119. 合併前利用団体コード、120. 更新職員番号、121. 更新処理年月日、122. 更新処理時刻、123. イメージ番号、124. 配当株式(所得税)、125. 拡張一所得、126. 拡張一扶養、127. 株式譲渡特例条文、128. 拡張一所得控除、129. 拡張一金額、130. 拡張一コード、131. パンチカナ氏名、132. パンチ生年月日元号、133. パンチ生年月日、134. パンチ性別、135. パンチ給与所得、136. パンチ配偶者特別控除額、137. パンチ控除額合計(所得税)、138. パンチ年金収入、139. パンチ源泉税額、140. 給報摘要欄、141. 金額、142. 被扶養者住民コード、143. 番号、144. 否認区分、145. 氏名、146. 年齢、147. 性別、148. 続柄、149. 配偶者控除区分、150. 配偶者特別控除区分、151. 扶養控除区分、152. 障害者区分、153. 専従者区分、154. 専従給与収入額、155. 家屋敷区分、156. 賦課地課税区分、157. 継続区分、158. 非課税事由、159. 返信区分、160. 拡張一コード、161. 世帯コード、162. 世帯主コード、163. カナ氏名、164. 住所、165. 方書、166. 賦課地、167. 生年月日元号、168. 生年月日、169. 住民区分、170. 住民増減異動日、171. 住民となった異動日、172. 台帳番号、173. 調査、174. 申告調査区分、175. 申告書出力区分、176. 証明発行区分、177. 別世帯区分、178. 郵便番号、179. 自治会コード、180. SEQ、181. メモコード、182. メモ内容、183. 第294条3項該当区分、184. 住民票登録地住所、185. 住民票登録地方書、186. 徴収区分、187. 備考、188. レコード区分、189. 都道府県コード、190. 市町村コード、191. 特別徴収義務者コード、192. 通知内容コード、193. 特別徴収制度コード、194. 作成日、195. 年金保険者用整理番号、196. 年金コード、197. 氏名カナ、198. シフトコード、199. 氏名漢字、200. 住所カナ、201. 住所漢字、202. 各種区分、203. 処理結果、204. 各種年月日、205. 特別徴収区分、206. 媒体コード、207. 回付先区分、208. 進捗区分、209. 付設区分、210. 受給者番号、211. 年税額、212. 営業所得等、213. 農業所得、214. その他事業所得、215. 不動産所得、216. 利子所得、217. 配当所得、218. 証券、219. 給与収入、220. 専従者給与収入(内数)、221. 給与特定支出控除、222. 給与所得、223. 年金区分、224. 年金収入、225. 年金所得、226. 雑所得(その他)、227. 総合譲渡短期所得、228. 総合譲渡短期控除、229. 総合譲渡長期所得、230. 総合譲渡長期控除、231. 総合譲渡一時所得、232. 総合譲渡一時控除、233. 土地等事業雑、234. 特定株式(内数)、235. 分離譲渡短期一般所得、236. 分離譲渡短期一般控除、237. 分離譲渡短期特定所得、238. 分離譲渡短期特定控除、239. 分離譲渡長期一般所得、240. 分離譲渡長期一般控除、241. 分離譲渡長期優良所得、242. 分離譲渡長期優良控除、243. 分離譲渡長期特定所得、244. 分離譲渡長期特定控除、245. 分離譲渡長期居住所得、246. 分離譲渡長期居住控除、247. 山林所得、248. 山林控除、249. 退職所得、250. 変動所得前2年分、251. 変動所得当年分、252. 臨時所得、253. 繰越控除純損失総所得、254. 繰越控除純損失超短期、255. 繰越控除純損失土地、256. 繰越控除純損失短期、257. 繰越控除純損失長期、258. 繰越控除純損失山林、259. 繰越控除純損失、260. 肉用牛免税所得、261. 肉用牛免税以外、262. 肉用牛売却価格、263. 商品先物取引、264. みなし法人農業所得、265. みなし法人不動産所得、266. みなし法人その他事業所得、267. みなし法人医者報酬、268. みなし法人事業主報酬、269. みなし法人過大報酬、270. みなし法人損失、271. みなし法人非課税所得、272. 非課税所得、273. 資産合算区分、274. 資産合算主区分、275. 雑損控除、276. 医療費控除、277. 社会保険控除、278. 小規模共済、279. 生命保険区分、280. 生命保険料、281. 個人年金、282. 専従者事業区分、283. 青白区分、284. 専従配偶者、285. 専従者その他、286. 金額(専給控除)、287. 所得税額(定率減税後)、288. 外国税額限度額、289. 本人障害者、290. 本人夫あり・未成年、291. 本人老年者、292. 本人寡婦・寡夫・特寡、293. 本人勤労学生、294. 配特控除区分、295. 配偶者給与所得、296. 配偶者所得、297. 扶養その他、298. 扶養特定、299. 扶養老人、300. 扶養同居老親、301. 扶養普通障害、302. 扶養特別障害、303. 扶養同居特別障害、304. 課税資料区分、305. 資産合算計算区分、306. みなし法人計算区分、307. 平均課税計算区分、308. 生活保護区分、309. 生活保護開始、310. 生活保護終了、311. 特徴開始月、312. 特徴終了月、313. 普徴開始期、314. 普徴終了期、315. 税額決定区分、316. 非課税所得区分、317. 減免区分、318. 課非区分、319. 通知書発行区分、320. 給報乙欄、321. 給報就退職区分、322. 給報就退職年月日、323. 株式譲渡所得、324. 損害保険区分、325. 損害保険料、326. 長期損害保険料、327. 特例条文、328. 扶養人数年少、329. 第30表集計区分、330. 配偶者特別控除、331. 生命保険控除、332. 個人年金控除、333. 基礎控除、334. 老年者控除、335. 寡婦・寡夫・特寡控除、336.



勤労学生控除、337. 本人障害控除、338. 本人特別障害控除、339. 配偶者一般控除、340. 配偶者老人控除、341. 配偶者特別障害控除、342. 扶養一般控除、343. 扶養老人控除、344. 扶養同居老人控除、345. 扶養障害控除、346. 扶養特別障害控除、347. 扶養同居特別障害控除、348. 扶養特別控除、349. 控除合計、350. 寄付金控除額、351. 扶養加算金、352. 損害保険控除額、353. 株式課税標準、354. 株式市町所得割、355. 株式県所得割、356. 上場株式等(配当)課税標準、357. 上場株式等(配当)市町村所得割、358. 上場株式等(配当)県所得割、359. 総所得課税標準、360. 総所得市町所得割、361. 総所得県所得割、362. 土地課税標準、363. 土地市町所得割、364. 土地県所得割、365. 商品先物取引課税標準、366. 商品先物取引市町所得割、367. 商品先物取引県所得割、368. 短期一般課税標準、369. 短期一般市町所得割、370. 短期一般県所得割、371. 短期特定課税標準、372. 短期特定市町所得割、373. 短期特定県所得割、374. 長期一般課税標準、375. 長期一般市町所得割、376. 長期一般県所得割、377. 長期優良課税標準、378. 長期優良市町所得割、379. 長期優良県所得割、380. 長期特定課税標準、381. 長期特定市町所得割、382. 長期特定県所得割、383. 長期居住課税標準、384. 長期居住市町所得割、385. 長期居住県所得割、386. 山林課税標準、387. 山林市町所得割、388. 山林県所得割、389. 退職課税標準、390. 退職市町所得割、391. 退職県所得割、392. みなし法人課税標準、393. みなし法人市町所得割、394. みなし法人県所得割、395. 合計所得金額、396. 総所得金額等、397. 総所得金額、398. 資産合算個人市町所得割、399. 資産合算個人県所得割、400. 算出調定市町所得割、401. 算出調定県所得割、402. 特別所得市町所得割、403. 特別所得県所得割、404. 税控除市町所得割、405. 税控除県所得割、406. 外国税控除市町所得割、407. 外国税控除県所得割、408. 算出合計税市町均等割、409. 算出合計税県均等割、410. 算出合計税市町所得割、411. 算出合計税県所得割、412. 税額調整市町所得割、413. 税額調整県所得割、414. 減免オプション、415. 市町所得割減額1、416. 市町税額減額1、417. 市町所得割減額2、418. 市町税額減額2、419. 市町差引均等割、420. 県差引均等割、421. 市町差引所得割、422. 県差引所得割、423. 普徴、424. 普徴現年度随時割、425. 普徴過年度随時割、426. 特徴、427. 端数市町、428. 端数県、429. 特徴事業所コード、430. 併徴市町均等割、431. 併徴合計、432. 併徴課税標準、433. 強制変更フラグ、434. 配当割控除、435. 市町配当割控除額、436. 県配当割控除額、437. 未控除配当割控除額、438. 株式譲渡割控除、439. 市町株式譲渡割控除額、440. 県株式譲渡割控除額、441. 未控除分株式譲渡割控除額、442. 繰越控除純損失株式譲渡、443. 繰越控除純損失上場配当、444. 繰越控除純損失長期居住、445. 繰越控除純損失先物取引、446. 市町村差引前所得割、447. 県差引前所得割、448. 資格区分、449. 294条区分、450. 311条区分、451. 平均課税区分、452. 4表区分、453. 5表区分、454. 21表区分、455. 22表区分、456. 30表区分、457. 31表区分、458. 階層市、459. 階層県、460. 高齢者経過フラグ、461. 超短期、462. 年金控除、463. 株式譲渡所得(上場分)、464. 上場株式等の配当所得、465. 寡婦控除、466. 特別寡婦控除、467. 寡夫控除、468. 配偶者特別控除(有)、469. 配偶者特別控除(無)、470. 扶養人数計、471. 扶養加算数、472. 本人その他障害者、473. 本人特別障害者、474. 商品先物課税標準、475. 商品先物市町所得割、476. 商品先物県所得割、477. 算出合計市町所得割、478. 算出合計県所得割、479. 算出合計市町均等割、480. 算出合計県均等割、481. 市町税額減額、482. 県税額減額、483. 市町所得割減額、484. 県所得割減額、485. 特別減税市町、486. 特別減税県、487. 特別減税後市町所得割、488. 特別減税後県所得割、489. 併徴市町所得割、490. 併徴県所得割、491. 併徴市町均等割、492. 併徴県均等割、493. 未使用、494. 老年経過措置控除市、495. 老年経過措置控除県、496. 調整控除市、497. 調整控除県、498. みなし事業主報酬、499. みなし事業主報酬控除、500. みなし事業主報酬所得、501. みなし課税標準、502. みなし市町所得割、503. みなし県所得割、504. みなし過大課税標準、505. みなし過大市町所得割、506. みなし過大県所得割、507. 連番、508. 普徴合計、509. 市均等割普徴1期、510. 市均等割普徴、511. 県均等割普徴、512. 県均等割普徴合計、513. 市所得割普徴1期、514. 市所得割普徴、515. 市所得割普徴合計、516. 県所得割普徴、517. 県所得割普徴合計、518. 特徴合計、519. 市均等割特徴、520. 市均等割特徴合計、521. 県均等割特徴、522. 県均等割特徴合計、523. 市所得割特徴、524. 市所得割特徴合計、525. 県所得割特徴、526. 県所得割特徴合計、527. 併徴年金市町所得割、528. 併徴年金県所得割、529. 併徴年金市町均等割、530. 併徴年金県均等割、531. 併徴年金合計、532. 年金特徴、533. 年金仮徴収合計、534. 年金本徴収合計、535. 市均等割年特、536. 市均等割仮徴合計、537. 市均等割本徴合計、538. 市均等割年特合計、539. 県均等割年特、540. 県均等割仮徴合計、541. 県均等割本徴合計、542. 市均等割年特合計、543. 市所得割年特、544. 市所得割仮徴合計、545. 市所得割本徴合計、546. 市所得割年特合計、547. 県所得割年特、548. 県所得割仮徴合計、549. 県所得割本徴合計、550. 県所得割年特合計、551. 年金普徴、552. 年金普徴合計、553. 市均等割年普1期、554. 市均等割年普、555. 県均等割年普、556. 県均等割年普合計、557. 市所得割年普1期、558. 市所得割年普、559. 市所得割年普合計、560. 県所得割年普、561. 県所得割年普合計、562. 市均等割減免額、563. 県均等割減免額、564. 市所得割減免額、565. 県所得割減免額、566. 均等割区分、567. 拡張一金額



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 宛名情報

1. 利用団体コード、2. 住民コード、3. 基本情報異動SEQ、4. 停止フラグ、5. 住民票コード、6. 異動業務区分、7. 異動事由コード、8. 異動日、9. 届出日、10. 一全区分、11. 住民区分、12. 産業分類コード、13. 増事由コード、14. 住民増異動日、15. 住民増届出日、16. 減事由コード、17. 住民減異動日、18. 住民減届出日、19. 住民となった異動日、20. 住民となった届出日、21. 帰化日、22. カナ氏名、23. 氏名、24. 生年月日元号、25. 生年月日、26. 死亡日元号、27. 死亡日、28. 性別、29. 続柄、30. 混合続柄、31. 保護者コード、32. 保護者続柄、33. カナ屋号、34. 屋号、35. 世帯コード、36. 代表者カナ、37. 代表者氏名、38. 混合世帯主カナ、39. 混合世帯主名、40. 世帯内ソートキー、41. 混合世帯内ソートキー、42. 住定日、43. 住定届出日、44. 郵便番号、45. 住所区分、46. 市町村コード、47. 大字コード、48. 本番、49. 枝番、50. 小枝番、51. 小小枝番、52. マンションコード、53. 棟コード、54. 部屋コード、55. 住所、56. 方書、57. 小学校区コード、58. 中学校区コード、59. 投票区コード、60. 自治会コード、61. 災害避難場所コード、62. 転入前市町村コード、63. 転入前住所郵便番号、64. 転入前住所、65. 転入前方書、66. 通称現住所コード、67. 通称本番、68. 通称枝番、69. 通称小枝番、70. 通称小小枝番、71. 通称住所、72. 通称方書、73. 管理コード、74. 新住民コード、75. 転出先コード、76. 合併前市町村コード、77. 住民票異動SEQ、78. 個人番号、79. 管轄コード、80. 連番、81. 電話区分、82. 市外局番、83. 局番、84. 番号、85. 内線、86. 有効期間から、87. 有効期限まで、88. 納付方法コード、89. 金融機関コード、90. 支店名コード、91. 預金種別コード、92. 口座番号、93. 名義人(カナ)、94. 名義人住民コード、95. 更新職員番号、96. 更新処理日、97. 科目コード、98. 送付先住民コード、99. 送付先郵便番号、100. 送付先住所、101. 送付先方書、102. 送付先カナ氏名、103. 送付先氏名、104. 管理人区分、105. 管理人住民コード、106. 脱退事由コード、107. 納付組合コード、108. 送達区分、109. 宛先、110. 開始日、111. 閉鎖日、112. 閉鎖事由コード、113. 送信拒否開始時間、114. 送信拒否終了時間、115. 外国人登録番号、116. 公称カナ、117. 公称名、118. 併記名、119. 国籍、120. 在留資格、121. 在留期間、122. 関連人区分、123. 関連人住民コード、124. 関連人郵便番号、125. 関連人住所、126. 関連人方書、127. 関連人カナ氏名、128. 関連人氏名、129. 関連人所属、130. 関連人肩書、131. Eメールアドレス、132. 通称区分、133. 氏名連動区分、134. 国籍等、135. 外国人住民となった異動日、136. 外国人住民となった届出日、137. 30条45規定区分、138. 在留期間等、139. 在留期間の満了の日、140. 在留カード等の番号、141. 更新処理時刻、142. 代表住民コード、143. 同一人物住民コード、144. 名寄区分、145. 事由、146. 職員番号、147. 処理日、148. 処理時間、149. メモ、150. 有効期限、151. 発送番号、152. 発送日、153. 帳票区分、154. 送付形態区分、155. 送付先区分、156. 宛先住民コード、157. 宛先履歴番号、158. 送付先科目コード、159. 送付先納付番号、160. 送付先帳票区分、161. 送付先履歴SEQ、162. 返送日、163. 返送事由コード、164. 返送備考、165. 結果(処分)区分、166. 処分日、167. 再発送日、168. 再発送番号、169. 調査日、170. 調査枝番、171. 調査コード、172. 調査内容、173. 調査員、174. 調査所管、175. 他市照会

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>							
個人住民税ファイル							
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認している。</li> <li>・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより、不要な情報を入手することを防止する。</li> <li>・電子媒体による事業者・年金保険者からの入手については、事前に提出の承認をした者及び法令により義務付けられた者からのみ入手することになっている。</li> <li>・eLTAXによる入手については、eLTAXの利用を許可した職員以外は、操作が行えないようにしている。</li> <li>・システムにログインする際に、ICカード認証による利用者権限を設定し、権限のない者による情報の入手を防止する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体による入手は、あらかじめ決められた窓口（職員による受付など）に限定することで、搾取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・eLTAX・媒体で提出する場合は、総務省令で定められた事項のみ提出することになっている。</li> <li>・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいてうるま市の課税対象者と合致するか確認している。</li> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で管理を行い、漏えい・紛失を防止している。</li> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。</li> <li>・事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録している。</li> </ul>							
<b>3. 特定個人情報の使用</b>							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。</li> <li>・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。</li> <li>・職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。</li> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・アクセス権限の設定については管理表を作成し、管理表に基づいた設定を行う。</li> <li>・人事情報に基づき、アクセス権限を設定し、権限を有していた職員の異動及び退職が生じた際にはアクセス権限を更新し、不要となるユーザーIDは失効させる。</li> </ul>						
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログ管理機能により、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたのかをログに記録する。</li> <li>・不正利用防止のためログの監視を行い、記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて、確認が行える仕組みとする。</li> <li>・なりすましを防止するため、ICカードによる認証を行い、ICカードを抜けば画面が表示されない仕組みとする。元の画面に復帰する場合は再度ICカードによる認証を行う。</li> <li>・画面の盗み見や不正利用を防止するため、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバーを起動し、元の画面に復帰する際には再度パスワードによる認証を行う。</li> <li>・外部媒体の接続は、端末の各種ポートを制限し、予め決められた媒体のみ可能であり、セキュリティ機能付きの媒体とし利用記録の管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等の保護に関する研修を受講し、職員の啓発に努める。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行うことで、個人情報保護を事務外での利用をしないように周知している。</li> <li>・委託先に対しては、契約書に「情報セキュリティ対策のうち受託者が講ずべき内容」、「守秘義務」、「受託者が本市に損害を与えたときの損害賠償責任」について明記している。</li> <li>・委託先に対しては、契約書において、個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない旨明記している。</li> </ul>							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守秘義務</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・提供資料の返還</li> <li>・個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・漏えい、滅失等の防止</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・事故発生時の報告義務</li> <li>・個人情報の持出しの禁止</li> <li>・再委託の条件</li> <li>・実地調査及び報告</li> <li>・取扱者の明確化</li> <li>・ISO9001, JIS Q 15001, ISO(JIS Q)27001の取得義務</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・市の承諾を得たときを除き再委託を禁止とし、再委託先においても特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保をする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。</li> <li>・庁内への「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可したもののみ行うこととしている。</li> <li>・委託先への情報の提供に当たっては、契約書で提供情報や再委託の許諾の方法について規定する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	・情報の提供について、納税通知書や市民税・県民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知の発送に当たっては、発送記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供については、納税通知書や市民税・県民税申告書、他市町村に対する地方税法第294条第3項通知の発送に当たっては、定められた様式で提供することにより不適切な方法による提供を防ぐ。</li> <li>・提供先への情報の正確性を保つため、入力項目において整合性のチェックを行った情報を提供している。</li> <li>・eLTAXでの連携については、予め定められた使用に基づくデータ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携を防止している。</li> <li>・納税通知書・市民税・県民税申告書については、業務上、送付前に納税義務者及び送付先の確認を徹底している。</li> <li>・地方税法第294条第3項の他市町村あて通知については、業務上、送付先市町村の確認を徹底している。</li> <li>・eLTAXでの連携については、送付先は地電協に限定されることから、誤った情報を誤った相手に送付することはない。また、送付するデータも予め定められた使用に基づくデータ連携であるため、誤った情報をやり取りすることはない。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム運用における措置&gt; 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム運用における措置&gt; 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の提供を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーシステム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを縮小化する。</p>		
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;うるま市における措置&gt; ・入退室管理及びICカード認証を常時行っている室内にてデータを保管する。 ・特定個人情報が記載された書類等を破棄する場合、焼却又は溶解等の復元が不可能な手段により破棄を行う。 ・特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を破棄する場合、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段により破棄を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、他のネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティや情報漏えいに関する記事について、職員へ周知している。</li> <li>・それぞれの役割や情報セキュリティについての理解度を高めるため、正規職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するとともに、非正規職員に対しては、職場内研修により教育を行うことで、個人情報の事務外での利用をしないように周知している。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	うるま市役所 総務部 総務課 情報公開担当 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-974-3111(内線1352)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	うるま市役所 財務部 市民税課 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-973-5382
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、対応記録を残す。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	内容中「居住自体がある者」	内容中「居住実態がある者」	事後	記載誤り
平成30年6月18日	II 5.特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	59件	57件	事後	集計誤り
平成30年6月18日	別表移転先一覧	6 生活福祉課、7 健康支援課、8 保育課、11 建築工事課	6 保護課、7 こども健康課、8 保育幼稚園課、11 維持管理課	事後	組織改編
平成30年6月18日			1、4の項について、②移転先における用途に項番号を括弧書きで追加	事後	記載漏れ
平成31年4月1日	6.評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 新里 禎規	市民税課長 神谷 幸彦	事前	軽微な修正
令和2年6月19日	V 1. ①実施日	平成27年11月20日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	V 1. ①実施日	令和2年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直し

令和3年6月17日	I 5. ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項(別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠) 27の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>(主務省令における情報照会の根拠) 第20条</p>	事後	評価の見直し
令和3年6月17日	II 5. 特定個人情報の提供・移転	57件	60件	事後	数値更新
令和4年6月17日	I 6. 評価実施機関における担当部署①部署	総務部 市民税課	財務部 市民税課	事前	軽微な修正
令和4年6月17日	I 6. 評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長 神谷 幸彦	市民税課長 久高 将智	事前	軽微な修正
令和4年6月17日	IV 2①連絡先	うるま市役所 総務部 市民税課	うるま市役所 財務部 市民税課	事前	軽微な修正